

サービス委託基本契約書（見本）

株式会社サンクネット（以下甲という）と 〃は、パーソナルコンピュータのセットアップ、ソフトウェアの導入、コンフィグレーション、導入支援、ヘルプデスクの業務、およびそれに付帯するサービス（以下サービスという）について、次の条項により委託契約を締結する。

第1条（総則）

甲は、甲の受託したサービスの実施において、業務の全部もしくは業務の一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条（実施体制）

1. 乙は、甲のサービスを効率的かつ円滑に遂行するため実施体制を整備する。
2. 甲は、乙の実施体制の整備に必要なサービス要員について、技能訓練および技術管理の支援をする。
3. 乙は、甲に対し次の資料を提出し、内容に変更を生じたときは、すみやかに甲に通知する。

(1)担当部門および担当責任者

(2)サービス拠点および責任者

(3)サービス責任者

第3条（委託業務の条件）

委託業務の期間、作業場所、委託料、その他必要な条件は本契約に定めるものを除き、甲乙間において別途締結される覚書または第4条に示す注文（書）の授受により、定めることができる。

第4条（サービス）

乙は、甲の注文（書）を受けた場合、注文（書）を受領した旨を甲へ通知する。また、甲の定めるサービス実施要綱に基づき、サービスを行い、かつ、自主検査終了後、すみやかに甲に通知する。

なお、注文（書）および注文（書）を受領した旨の甲への通知方法は、書面または電磁的媒体によりなされるものとし、電磁的媒体とは、電子メール、WEB、フロッピーディスク、CD-ROMのことを指す。

第5条（機密の保持）

1. 乙は、本契約に基づく業務より知り得た甲および甲の取引先との業務上の事項ならびに、それに付帯する一切の事項について契約期間中はもとより本契約解除後といえども第三者に一切漏洩開示してはならない。
2. 乙は、甲の委託業務に従事する乙の所属従業員の所業に責任を負い、前項の機密保持に努めなければならない。

第6条（従業員の管理）

乙は、甲の委託業務を担当する乙の所属従業員の品位の保持および技能の向上に努め、本契約に定める事項を遵守し、また委託業務の遂行に支障をきたさないように指導監督する義務を負う。

第7条（不測の事態）

乙に不測の事態が発生し委託業務の遂行が不可能になった時は、直ちに甲に報告すると共に、乙の費用と責任において適切な措置を講じ、甲の業務運営に支障をきたさないようにしなければならない。但し、甲が別段の指示をした時は、それに従う。

第8条（委託料および支払い）

甲は、乙に対し毎月1回委託料を支払うが、その金額ならびに支払方法等については、覚書もしくは注文（書）によってこれを決める。

第9条（業務遂行の義務）

乙は、甲より受託したサービスに関し、常に善良な管理者の注意をもって業務遂行し、甲の信用を損なわないように留意する。

第10条（第三者に対する損害）

乙は、業務遂行にあたって第三者に損害を及ぼした時は、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰する理由においてはその限りではない。

第11条（その他）

1. 甲または乙が、本契約の各条項に疑義を生じた時、または、定めのない事項については、その都度、甲と乙で協議する。

2. 本契約の有効期間は、契約締結の日より平成xx年xx月末日までとし、期間満了3ヶ月前までに甲・乙いずれからも何ら申し出のない時は、さらに1年間継続するものとして以後これに従う。

第12条（契約解除）

1. 乙が次の各項の一つに該当した時は、甲は何ら催告なしに本契約を解除することができる。

(1) 仮差押、差押もしくは競売の申請または破産、民事再生手続開始、会社整理開始もしくは会社更生手続開始の申し立てがあった時、または、清算に入った時。

(2) 公租公課を滞納して督促を受けた時、または保全差押を受けた時。

(3) 支払いを停止した時。

(4) 手形交換所の取引停止処分があった時。

(5) 営業の廃止、または解散の決議をした時。

(6) 経営が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある時。

2. 前項に拘らず、甲が直ちに乙に支払いをしない時は、乙は催告を要しないで本契約を解除することができる。

本契約書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

大阪市淀川区西中島 6-9-20

新大阪 GH ビル 2階

株式会社サンクネット

代表取締役社長 片町 吉男